

平成31年度第4回阪南市子ども・子育て会議議事録

●開催日時

令和元年12月19日(木)午後7時00分～9時15分

●開催場所

尾崎公民館 1階 研修室

●出席者

【委員】

ト田会長、中西副会長、坂口委員、谷本委員、清水委員、根無委員、車谷委員、松田委員、安居委員、山野委員、立石委員、市口委員

【事務局】

重成こども未来部長、伊瀬生涯学習部長、中川生涯学習部副理事(兼)教育総務課長、嶋本こども政策課長、丹野学校教育課長、岩本こども家庭課長、若野こども家庭課長代理、宍道こども家庭課長代理、石原学校教育課長代理(併)こども政策課長代理、井谷学校教育課長代理(併)こども政策課長代理、宮本こども政策課総括主査、福本こども政策課総括主事、油谷こども政策課主事
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所研究員(谷口)

【担当課】(事業担当課)

尾崎生涯学習部副理事(兼)生涯学習推進室長、南市民部副理事(兼)まちの活力創造課長、竹中健康部副理事(兼)健康増進課長、加藤図書館長、山本人権推進課長、藤村市民福祉課長、石田土木管理室長、熊本西鳥取公民館長

●傍聴者:2名

●次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる進捗管理について(資料1・2)
- (2) 阪南市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて(資料3)
- (3) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(資料4・5)
- (4) その他

次第1 開会
事務局

皆さま、こんばんは。

ただいまより、平成31年度第4回 阪南市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、また、夜分にも関わりませず、お越しいただきありがとうございます。また、本日、少し狭い場所での開催ということになりましたこと、ご容赦ください。

本日の司会を務めさせていただきます、こども政策課長の嶋本です。よろしくお願いいたします。

着座にて進行させていただきます。失礼します。

それでは、配布させていただいております次第に沿って進めさせていただきます。

まず、資料の確認をお願いします。

資料につきましては、事前に配布させていただいております会議次第、資料1～資料5と、本日配布させていただいた委員名簿でございます。ございますでしょうか。

次に、議題(1)の阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる進捗管理についてとして、平成30年度における各事業の実績についてご報告させていただきますので、各事業担当課から職員が出席させていただいております。担当課職員の紹介をさせていただきます。

生涯学習部 生涯学習推進室 尾崎室長、
市民部 まちの活力創造課 南課長、
健康部 健康増進課 竹中課長、
図書館 加藤館長、
総務部 人権推進課 山本課長、
福祉部 市民福祉課 藤村課長、
事業部 土木管理室 石田室長、
西鳥取公民館 熊本館長、

なお、今回の会議につきましても、前回同様、計画策定のお手伝いをいただいております、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所から研究員の方にも出席いただいております。

次に、本日の出欠状況についてご報告させていただきます。

本日、竹綱委員、金田委員、北村委員、奥井委員、太田委員、濱井委員につきましては、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。全18名の委員のうち現在12名の委員が出席されており、阪南市子ども子育て会議条例第6条第2項に基づく定足数に達していることをご報告いたします。

なお、本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。

本日は、傍聴者の定員10名に対し、2名の方が傍聴されることになりましたことをご報告申し上げます。

また、議事録につきましては、事務局が要旨を取りまとめ、各委員にご確認のうえ、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の会議は21時の終了を予定しておりますので、会議の円滑な進行にご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは議題に入りますので、ト田会長にお願いしたいと思います。ト田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 よろしく申し上げます。

今日の議題は3つございますので、良い議論をしていただきたく思います。

次第2 議題(1) 阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる進捗管理について

会 長 では、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まずは議題(1) 阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる進捗管理について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局	<資料1・2について説明>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまご説明いただきました議題につきまして、何か質問やご意見はございますでしょうか。</p> <p>頂いた意見が資料1、委員等の意見のところに記載されることになると思います。時間に一定の限りが出てきたときは何らかの形で意見聴取していく方法なども今後検討していかないといけないかとは思っております。</p> <p>どなたからでも結構ですのでお気付きの点がありましたら、どうぞよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>いくつかあるのですが、一気に聞くよりも1つずつ聞く方がいいでしょうか。</p>
会長	<p>担当課が同じ場合もあると思いますので、一気に聞いていただいて大丈夫だと思います。</p>
委員	<p>No.1について、課題の下段、「年度途中で待機児童が発生しやすい状態にある。」と書いてありますが、どの程度発生して、どのように対応しているのですか。</p> <p>No.2について、課題の上段に「保・幼・こ・小の教職員が共に研修に参加できる機会や交流、情報共有できる機会を設定する必要がある。」と書いてありますが、今年度はたくさん交流ができて情報交換などもできたのですか。</p> <p>次のページ、No.4です。評価の理由に「喫煙防止教育については4校、性教育については3校で実施」と書いてありますが、性被害に関することも含め、子どもたちに対して、専門家の方による指導をしてもらいたいです。</p> <p>次に、No.15についてですが、評価の理由の一番上の欄に「保護者等からの相談に応じ、また子どもに関わる機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見、支援を適切に行うことができた。」と書いてあります。本当に深刻な事案については、保護者から相談してもらうことはすごく難しいと思います。すごく課題はあると思いますが、そういった事案をどのように見つけるのかを深く追究していただきたいです。また、後にも出てき</p>

ますが、妊娠期における不安を少しでも解消するために、例えば、既にお子さんがいるお母さんに子育てに関する知識を教えてもらったり、もし自分が子どもに対して手を上げそうになったり、暴言を吐きたくなったときは、どこに相談すれば良いのかを知らせるなど、妊娠期のときから、そういうサポートを受けられるような機関とつながりが持てるようにしてもらいたいです。

次にNo.20ですが、先ほど、No.19の「障がい児教育支援事業」と統合すると説明がありましたが、どのように実施しているのですか。

それから次のページ、No.25についてですが、No.26やNo.27にも関わりますが、保育所ではシルバー人材センターの方が登降所時にサポートしてくれていますが、幼稚園と保育所では待遇に差があり、幼稚園ではボランティアという位置づけであることから、暑いときも寒いときもずっとそこにいなくてはいけないにも関わらず、4時間で800円だそうです。保育所は、シルバー人材センターからきちんと賃金を支払われているようですので、見直すべきではないでしょうか。また、保育所では、常にシルバー人材センターの方がいるわけではないので防犯カメラを設置しているのだと思いますので、保育所と同じように、幼稚園にも防犯カメラを設置してほしいと思います。

それからNo.29についてですが、家庭訪問の際に、資料をたくさんもらい、説明もたくさん受けますが、お母さんの立場からすると、育児でクタクタなときにもらった情報を覚えていないのはもちろん、見返すこともできません。No.35にも関連しますが、知人から、講座に参加した際、予防接種の情報をもらったかもしれないが忘れてしまい、受け忘れたという話を聞いたことがあります。数年前までは保健センターから予防接種未接種の通知が来ていたと思うのですが、現在は予算の関係で通知がなくなったと聞いています。私自身、予防接種未接種の通知をもらって気付いた経験がありますので、なるべく費用を抑えるなど、工夫して通知を実施してもらいたいです。No.29に戻ります。取り組み方針の下段に「専門職によるアウトリーチ型（出張型）の子育て支援訪問として、育児不安やストレスを軽減できるように取り組む。」とありますが、専門職では費用がかかると思いますので、例えば、きちんと研修を受けられた「サポ

ーター」の方の対応してもらうなどを検討されてはどうか。私自身が育児ですごくストレスを感じていたのですが、相談しに来てくださいねと言われてもなかなか一步を踏み出せなかったという経験がありますので、アウトリーチ型による事業は効果的だと思います。

次のページ、No.32ですが、方向性の中に「育児の孤立化を防ぎ、家族で育児に取り組めるよう」と書いています。例えば旦那さんが多忙な仕事をしている場合や、お姑さんとちょっと仲が悪い場合など、様々な場合があると考えられます。育児の孤立化を防ぐためには、場合によっては、家族ではなく家族以外のコミュニティを築くこともすごく大事なことだと思いますので、私としては、家族以外のコミュニティの築き方について考えてもらいたいです。

No.35については、No.29の際に言ったとおりです。

次に、No.43ですが、評価の理由の上段に、延べ利用人数が9人とあります。課題として、「一時預かり事業に従事するための人員確保が必要である。」と書いてあります。しかし、予算額と決算額を見ると152万4,000円ということで、「こんなに予算があるのか。また、利用人数は9人なのに、それでも人員確保が難しいのか」と感じました。それであれば、この152万4,000円はどのように使われたのでしょうか。あとは、素人考えで申し訳ないのですけれども、例えば、保育所や認定こども園などの通常のクラスに一時預かりの対象児童を受け入れるのであれば、人員確保にお金がかからないのではないのでしょうか。

No.48ですが、専門職の方だけでは対応しきれないと思いますので、No.29の際に言った、「サポーター」に対応してもらうなどを検討してはどうか。また、母子保健型ということですが、園児や小学生に関する悩みというのはどこで聞いてもらえるのでしょうか。

次のページ、No.49下段は、西鳥取公民館で実施している子育てネットの講座だと思うのですが、予算額を見ると5万円であり、その5万円で4回の講座をされていると思うのですが、もう少しお金があるともっと回数を増やせると思います。予算の確保が難しいのであれば、子育て支援センターで実施しているものや、NPO法人で実施している講座なども本当に良いも

のですので、横断的に事業を実施すればどうでしょうか。

最後のNo.6 1については、課題として「スタッフの継続を確保していくことが必要となる。」と書いてありますが、具体的に、どのように確保されているのでしょうか。例えば、他の団体への協力依頼などをしても良いのではないのでしょうか。

会長 ありがとうございます。

今かなりの質問や意見を出していただいたので、このまま他の皆さんからも質問事項、あるいは意見を先に頂き、その後、担当課の方から説明していただくような進めた方がいいかと思えます。現時点でも5つぐらいの担当課からご回答を頂くことになっているかと思えますので、先にいろいろとご意見等ございませんでしょうか。

委員 今たくさん言っていたので、言われていない部分としては、No.1の教育・保育の提供体制の充実ということで、取り組み方針の中に「子育て拠点再構築方針に基づき、施設整備等を実施していく。」とあります。この会議は再構築案がどの程度進んでいるのかを報告していただく場にもなっていたと思えますので、そちらの進捗状況を簡単に結構ですのでご報告をお願いします。

委員 先ほどの質問にもありましたNo.15の児童虐待防止ネットワークですが、後ほどの議題にある、素案の方にも掲載されているかもしれませんが、虐待事案として、要対協にあがってきたときは各機関と連携を取りながら会議を開かれているかとは思えます。そうなるともう予防ではなくて、子どもと親を離してしまうような事例が多くあるのではないかと考えられます。ですから、阪南市として児童虐待の予防や早期発見についてどのように努めているのかを教えてもらいたいです。また、個人情報取扱いについて、要対協にあがってきたときには各関係機関と連携を取って共有できる部分はあるかと思うのですが、予防や早期発見の時点では、共有することが難しく、各関係機関との連携の取りにくさにつながっているように感じます。ですから、児童虐待の予防や早期発見に努めるために、個人情報の共有について考えていただけたら、もう少し早い時点で何か対

応できるのではないのでしょうか。

会 長

ありがとうございます。
他に皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

(意見なし)

では、担当課の方から答えを頂きたいと思っておりますが、資料の番号順にお願いできますでしょうか。

まず、No.1「教育・保育の提供体制の充実」について、お願いします。

事 務 局

待機児童について本市では、発生していない状況ではございますけれども、発生しやすい状態にあります。状態と言いますのは余裕、余力がそれほどないという意味でございますが、発生はしていないけれどもかなり入所児童が多い状況にあります。対応につきましては、昨今、なかなか保育士不足の状況でもございますが、何とか確保の方向で努めてまいりたいと考えております。

事 務 局

ご質問があった子育て拠点の再構築の件でございます。前回か前々回の会議の際にもご説明いたしました。現状についてご説明いたします。

子育て拠点の再構築方針につきましては、平成31年度の議会において何度もご説明させていただき、また、パブリックコメントや保護者等説明会も経まして、子育て拠点再構築方針(案)の(案)の部分が取れた状況でございます。今後としましては、直近では、尾崎地区の認定こども園の募集に向けて来月から募集要領の公表を実施する見通しとなっております。

会 長

ありがとうございます。
ただいまNo.1につきましてご説明の方いただきましたが、このご説明につきましてご質問ですとかご意見等ありましたら頂きたいのですが、いかがでしょうか。

(意見なし)

では、次、No.2の方に進みたいと思います。「保・幼・こ・小・中の連携」について、お願いします。

事務局 まず研修については、今年度も含めまして、毎年度、公立保育所に限らず私立認定こども園や、子育て支援施設の皆さま等に向けた、合同研修のご案内等をさせていただいております。年1回ではありますが、今年度は下荘保育所で開催をさせていただいたところですが、それ以外の研修のご案内等につきましても、対象となり得る施設に対して情報提供を実施しております。

また、今年度につきましては、交流という部分で申しますと、先日、ラウンドテーブルを実施したところです。

事務局 学校教育課の主催では、人権研修を中心に行っておりまして、公立だけではなく私立の方にもお声がけさせていただいて、保・幼・こ・小・中の先生方がともに研修に入っただき、人権研修を全5回、管理職研修を2回実施しております。

会長 ただ今のNo.2につきまして、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員 人権研修を全5回されているという説明がありましたが、子どもの権利条約とか、子どもの人権に関する研修はされたりしていますか。

事務局 子どもの権利条約に特化しているということではないのですが、全ての教職員は子どもに関わる人間ですので、子どもの権利条約に関わるような、例えば、虐待のことであったり、LGBTに関わることなどに関する研修を実施していますので、子どもの権利条約の内容を基本的にはほとんど網羅するようになっています。場合によっては、一つひとつに特化した研修を実施しています。

会長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(意見なし)

では、2 ページ目、No.4 についてお願いします。

事業担当課 No.4 に記載している健康教育は、保健センターが実施しているものです。保健センターの保健師が学校に出向きまして健康教育をしております。保健師は国家資格を持った専門職です。

事務局 ご意見を頂きました、専門家の方からお話しいただくという機会を既に各校で設けています。今も保健師の話がありましたが薬剤師からもお話しいただく場合もあります。資料には、予算額が何も入っていませんが、各校それぞれで工夫をしながら、できるだけ子どもに響くよう、専門家の方に来ていただいて対応しております。

委員 予算がない中で苦勞して実施していらっしゃるというお話だったと思うのですが、これは是非とも予算化していただきたい事業だと思います。CAPにしても子どもの権利条約のことにしても、まだまだ大人の中での理解は少ないですし、子どもたちも自分に人権があってという考えは根付いていないことと思います。市の財政が苦しい中でも子どもの将来のことを考えて、是非とも事業担当課にて予算要求していただきたいと思いました。

委員 今のお話に関してですが、例えばCAPのスペシャリストを呼ぶと、もちろん謝礼というのは発生します。CAPの方のお話を保護者も一緒に聞くことがすごく大事だと思いますので、例えば参加した保護者の方に一部費用をご負担いただくというのがあってもいいと思います。ただ、全部を保護者のお金で運用するのではなく、学校や市から費用を負担してもらうなど、一方的にどちらかが負担するのではなく、みんなでお金を出し合って子どもたちも保護者もいい研修、いい講座を聞こうというのがあればすごく良いのではないかと思います。

事務局 すみません。語弊のある言い方をしました。「予算」については、健康増進課の予算です。それぞれの学校で研修費、人件予算

等持っていることは持っていますが、一つのことに特化してそれに全部使ってしまうわけにはいかないのです、その辺りは考え、苦慮しつつということになります。PTAの研修に抱き合わせて過去にはCAPに関する研修を実施しましたが、ご存知のとおり、相当費用がかかります。その中でうまくバランスを見ていく必要があります。どちらにしても財政的には厳しい状況ですが、研修を実施する際には多様な専門家の方を考慮しながら検討しています。

会 長 資料の中に、予算額が入っていないということは、健康増進課に所属している職員の方が、この事業を行っていくことを前提に考えておられるからという認識でよろしいでしょうか。

事業担当課 はい、そのとおりです。

会 長 ということは、今議論で出させていただきましたけれども、新たにプラスでというようなこともまた検討いただけるかと思えます。特に違う視点から対応する必要があるかどうかという点、この辺りは学校との連携の兼ね合いもあるかと思えますし、学校側の感じておられるニーズと健康増進課として実施されている部分以外の部分について、保護者の方のご意見やご要望なども取り入れながら柔軟に対応いただき、いろいろとご検討してもらいたいと思えます。No.4についてはよろしいでしょうか。

(意見なし)

では、No.15の「阪南市児童虐待防止ネットワーク」につきましてご説明をお願いします。

事 務 局 児童虐待防止についてですが、まず児童虐待に関しまして、現在阪南市では子育て総合支援センターの中に家庭児童相談室を設置して、そちらが主な虐待対応の窓口となっております。体制といたしましては、今年度は専門職の職員を2名配置しております。また、今年度は非常勤職員ではございますが臨床心理士も週4日配置して対応にあたっております。深刻な問題につながるまでの相談としては、ご家庭が例えば小学校に所属し

ておりましたら、学校の方からスクールカウンセラーなどにつないでいただいたり、健診等で保健センターを利用されているようであればそちらの方での相談対応をしていただける場合もあると思います。日頃の何気ない相談などでも、もちろん子育て総合支援センターの家庭児童相談室の方でも臨床心理士や専門職が受けさせていただいております。相談場所の周知方法については課題もありますが、子育て相談を受けていることや、ご自宅に訪問してお悩みを聞かせてもらうことなどの広報もしています。

それから、個人情報の取扱いについては、要保護児童対策地域協議会、先ほど委員から出た要対協の正式名称なのですが、児童福祉法の中でこの要保護児童対策地域協議会を設置することが規定されており、要対協を通して守秘義務が守られる中で子どもさんの個人情報を共有しています。もっとフランクに話した方が良いのではないかというご意見もあるかと思いますが、児童虐待に関しましては、デリケートな情報もございますので、そういった守秘義務のある機関で情報共有をし、必要に応じて要対協を通じて個別のケース対応などもしております。

また、児童虐待に関しては11月の虐待防止月間でも広報しましたが、189（いちはやく）という児童相談所虐待対応ダイヤルがございます。ご近所や地域の方が心配だと思われるときはこの189にかけていただいても結構ですし、子育て総合支援センターの方にご相談いただいても構いません。相談・通告というのは敷居が高い部分があるとは思いますが、昨今の痛ましい事案もあり、発見・通報していただくということが第一かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

(意見なし)

今のご説明は、先ほどご意見を頂いたNo.29やNo.32にも関わってくるものと思います。虐待を未然に防ぐためには待っているだけでは当然だめですが、こちらからどう踏み込んでいく

のかについてどのように考えておられますか。虐待を未然に防ぐためのネットワークづくりについて、市としてどのようなお考えなのか、特にネットワークづくりは重要だと思いますので、少しお聞かせください。

事務局 ネットワークづくりという点では、先ほどから話に出ております要対協で各関係機関、具体的には、学校教育課、保健センター、警察、消防署等、総合しましたら24機関ほど入っている代表者会議を開催しております。日頃でしたら、養育支援訪問事業というアウトリーチの支援を実施しております。例えば保健センターから、少しお家から出にくい心配な方をつないでいただいて、子育て総合支援センターの保育士が訪問に伺っております。他にも、3歳6か月から4歳児健診後までの保育施設や幼稚園などに通っていないお子さんを対象に、ご自宅に訪問し、見守り支援を実施するなどのアプローチも実施しています。

委員 市が動く、深刻になってしまっているのかと想像します。どんな母親にも子育ての悩みはあって、気軽に誰かに言えたときに気持ちが軽くなることがあります。それによって子どもに対する暴言や、手を上げることを未然に防ぐことにつながると思うので、普段から気軽に相談できる場所をつくるのが大事だと思います。また、その相談相手としては正しい知識を持っていて、相談者をうまく導いてあげられるような方であることが望ましいと思っています。軽い悩みの時点からアプローチしていけるようなシステムをつくれませんか。

事務局 0歳を含む低年齢児に対する児童虐待の発生率が年々高くなってきています。予防という観点にもあたりますが、地域の子育て支援拠点、つどいの広場やにこにこルームには、スタッフもおりますので、出てきていただいて悩みを共有する、又はお友達をつくって子育てを頑張ろうと思ってもらえるような気軽な場所としてご利用していただきたいと考えています。

委員 そのつどいの広場にいられている人はある程度限られていると感じています。小さいお子さんを持ったお母さんたちはもっと阪南市中にいっぱいいるのに、他のお母さんたちはどこに行

っているのかなと私はよく思っています。私自身、上の子のときには本当に孤独でそういう場所に行くこと自体が恐くなってしまって、それでどんだんうつ状態がひどくなったという経験があるので、そういう場に行ける人はまだいいのかなと思います。そういう場所に行けない人や、本当に一人で抱えている人へのアプローチが課題であると思います。

事務局 今おっしゃってくださったように、家から出てこられない人への対応が課題になっています。できることは情報を広く出すことだと感じます。広報はなん等で情報を出して、広く皆さんに知っていただくことで、孤立させないことが大事だと思っています。また、役割分担もあると思います。来ていただける方には、しっかりと次の支援につなげる方法を考え、その他の支援としては、保健センターの保健師にも関わっていただき、家庭訪問していただくなど、地域で見守っていただける方もたくさんいらっしゃる場合がありますので、必要な場合、そういった方々から情報を頂くことになるかと考えています。

委員 先ほどネットワークづくりとして、要対協の24機関が関わってくださっているという説明がありましたが、要対協にあがるというのは、かなり虐待が深刻になった場合なのかなと思います。予防の時点から24機関が関わってくださることはできるのでしょうか。

事務局 要対協では、例えば、出産後子どもとの関わり方が心配だという方や、子どもさんが虐待を受けている様子はないが保護者の方が心配という方に対して、要支援という見守り対象としている場合があります。関係機関に関しましては、いつも24機関が集まるということではなく、児童や家庭に関わる所属の機関が集まって個別のケース会議を開催し、見守り支援の方向性を決定することもあります。

委員 阪南市に限らず保育士の先生からよく聞く話として、子どもを明らかにお風呂に入れていない、オムツを夜から替えていない、ご飯を食べさせていないというような0、1、2歳児の子どもを保育施設に連れてくるお母さんがいるそうです。それに保

育士さんが気づき、保護者に伝えると、「うちが虐待しているか」などと言いつ返されて、もうそれ以上何も追及できないというような事案が結構あるようです。そういうときに阪南市ではどういう対応をされているのでしょうか。

委

員

そういう聞き方をされたら、お母さんだつて自分を守りたくなると思います。保育士は保護者の支援者、子どもの一番の味方です。だから、お母さんのそういう様子を見られたら、お母さんは一生懸命頑張っている、大変だというふうに考えてください。支援とは支えることだから、対立は絶対にしたらだめだと思います。そうするとお母さんは追い詰められて、もしかしたら阪南市から出ていってしまうかもしれません。それが一番困った状況になります。まずはお母さんの気持ちに立ってコミュニケーションを取ることによって信頼関係を築き、話を聞くことが基本だと思っています。私たちは保育所や園庭開放に来られる方しかわかりませんが、お母さんと仲良くなって信頼関係を築いた後に踏み込んでいく、それもひとつの支援の仕方ではないでしょうか。先ほど別の事業で研修の話が出ていましたが、幼稚園、保育所などはそれぞれ独自で研修していると思いますし、先ほどから専門家の方と言われてはいますが、私たちが専門家ですので、そういった支援を保護者の方にしていると私は思っています。

会

長

ありがとうございます。

かなり中心的な課題だと思います。いろいろとご意見を頂きましたし、特に担当課の方からもお答えいただきましたが、実際相談に行けない人をどうしていくのかというところが非常に大きく、いろいろなご意見を頂く中でこういうことがあると気が引けてしまうというのが行けない理由になっていると思います。情報が届かない理由もいろいろあるかと思いますが。どこで相談につながらなくなっているのかが、これまでの経験からかなり蓄積されて理解されていることだと思いますので、それぞれの立場で理解されていることを集約しながら良い支援につながるような方向性と情報の出し方を追求し、それを深めていていただきたいと思います。委員からもご意見を頂きましたが、こうなってくると気が引けてしまうみたいな、そういう声を

きるだけ意識しながら取組を進めていただきたく思いますし、実際に各現場の中で気付いたときの対応のノウハウというのはお持ちだと思いますので、是非その辺りをまたこの計画にも反映させていただきたく思います。よろしくお願ひします。

では、次に、No.20「学習支援員配置事業」について、ご説明をお願ひします。

事務局 学習支援員と介助員につきましては、平成31年度から、支援学級に在籍している、していないに関係なく関わっていただけるように、子ども支援員として運用しております。支援学級に在籍している、していないかは別にして、支援が必要な状態にあるお子さんというのは非常に増えてきているというのが現状です。そうした中で充足している、十分ですと言い切れるかと言え、そうではないというのが現状の評価です。ですので、当課としては、来年度に向けてここはもう少し力を入れていかなければならないとは考えており、そうしなければ、子ども、保護者、教職員の全てが立ち行かなくなることが考えられます。

会長 今回の点についていかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、No.25～No.27の安全対策に関連したご意見を頂いていたかと思ひますので、ご説明をお願ひします。

事務局 No.25の「幼稚園・小学校安全対策事業」についてですが、この事業については導入当初は大阪府の補助対象事業だったので、数年後にその補助がなくなり、それでも事業を継続していくために、今のような形態を取り、地域のボランティアの方のご協力を得ている状況にあります。確かに平成30年度は、800円ではありましたが、今年度は事業を見直し、1,000円とし、若干ではありますが、単価を上げています。また、公立幼稚園にも防犯カメラを設置してもらいたいという要望につきましては、現場や関係部署とも相談しながら検討していきます。

会 長

ありがとうございます。
いかがですか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、No.29の「こんにちは赤ちゃん事業」で、情報の出し方の話に対する意見が出ていたと思います。ご説明をお願いします。

事業担当課

家庭訪問の際は、ご意見のとおり、たくさんの資料を持って行ってお話しさせていただいています。その時は、ポイントとなるようなことはゆっくり時間をかけて説明させていただいています。それ以外の資料については、また時間があるときにゆっくり見ていただくよう、お声かけをさせていただいています。ただ、後からお母さんが見返したときに、どれが重要なのが少しわかりにくいかもしれないので、今後は印を付けるなど工夫したいと思っております。それと、No.35の予防注射事業の質問もあったと思いますので、併せてご説明します。予防注射につきましては、4月に学校を通じて啓発のチラシを配布しております。また、10月には予防接種の未完了通知を対象の年長児に個別通知しております。また、1月には小学校の就学通知書にはMR（麻しん風しん混合）ワクチンのチラシ、中学校の就学通知書には二種混合（ジフテリア・破傷風）のチラシを同封させていただいています。他にも、まだ受けていない方に対しては、2月に年長児を対象とした電話連絡や、13歳の誕生月の2か月前に、予防接種が未接種である方を対象とした電話連絡を実施しております。また、節目として、健診の時には未接種のものがありましたら、個別に声かけを実施するなど、かなり手厚く接種の勧奨はできているものと考えております。

委 員

数年前に、財政上の都合により、郵送で通知していた何かでなくなったものがあると聞いたことがあります。どうですか。

事業担当課

様々な機会に接種勧奨するよう努めています。

委 員	<p>今聞いた説明では、手厚く実施されている印象を受けました。過去になくなったものの中で、復活してもらいたいものがあると感じられている方がいるかもしれないので、そういったものは、今後調整しながら復活してもらいたいです。</p>
事業担当課	<p>就学通知書に同封する啓発については、去年頃から始めています。こちらについては、教育総務課にご協力いただき、実施しています。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>No.32の「乳幼児健康診査」につきましては、先ほど、ある程度の議論はできたと思います。ただし、先ほどご指摘いただきましたように家族以外のネットワークや地域につながりをつくることについては、今後に関わることだと思いますので、是非またご議論いただきたく思います。</p> <p>では、No.43の「一時預かり事業」についてご説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>一時預かり事業の上段に記載されている金額については、私立認定こども園への補助金です。こちらは通常の保育とは別にお預かりする事業ですので、日頃接していない児童をお預かりすることに対して、かなり気を遣われているようです。また、人材確保が難しいという問題も現実にあるようです。</p>
事 務 局	<p>利用人数に対して、十分に予算が確保できているのではないかというご指摘ですが、国の補助金の制度として、常時、通常のクラス運営とは別に職員を確保しなければならないことが規定されています。利用者の有無に関わらず、毎日の人件費が発生しているものですので、決して十分に予算が確保できているとは言いきれず、むしろ、事業を実施されている民間施設が大</p>

きな負担をされている可能性があります。

会 長

丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。
なかなか難しいものですね。
他にいかがでしょうか。

(意見なし)

では、No.48「利用者支援事業」、No.49「子育て講座」、No.57「地域子育て拠点事業」、No.58「つどいの広場」について、これまで議論した内容以外で何かあればお願いします。

事業担当課

No.49の下段について、ご説明します。

まず、この講座の内容について高い評価を頂きありがとうございます。

本講座については、公民館事業として西鳥取公民館で実施していますが、講座の内容や企画、講師の手配にご尽力いただいているNPO法人のお力によるところが大きいと思っております。しかしながら、市の厳しい財政事情はこの公民館事業にも及んでおり、平成30年度は平成29年度予算に比べ、年間2万4千円縮小されています。この子育て講座に参加していただく保護者の方が子連れでも参加できるように、お子さんを保育していただくボランティアの方に何名かお越しおたいただいておりますが、こちらの賃金も縮小されています。子育て講座以外の事業の中にも、今まで有償であったものを無償でお願いしている状況ですので、現状としては、何とか5万円を確保することが精一杯です。あらかじめ、評価の理由欄に記載しておりますが、年間4回の中で155人もの多数の参加をいただいていることや、「また参加したい」などの高い評価を頂いておりますので、予算の増額については難しいものの、回数等を増やすことなどについては、NPO法人と協議しながら検討していきたいです。

会 長

ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(意見なし)

最後に、No.6 1「ブックスタート事業」をお願いします。

事業担当課

ボランティアの確保をどのようにしているのかということですが、図書館では多くの分野で市民ボランティアの活動があり、年に1回新規ボランティアの募集説明会を実施しています。ブックスタートのボランティアについては、読み聞かせ等の活動をしている市民の方に、直接ボランティアへのお誘いの声かけをすることもしています。

副 会 長

基本的に、やはり限られた予算の中でどれだけの効果を出せるのかが重要だと思います。例えば今阪南市ではSDGsなどのすごい取組をされていますから、それとジョイントさせて充実を図るのもひとつだと思います。あと、No.2で実施されている研修については、各校が持っている研修費で何をするかです。最初の方が質問された子どもの権利条約の講座はすごく大事なことです。子どもが自分の置かれている状況を疑問に思うところから始めないといけません。今ずっと話していたことは全部連動しています。講座内容の提案や、コーディネートは行政が実施するものだと思うので、そういうことを実施することである程度改善できるものもあると思います。

あともう一つは、議論にあった外に出てこられない人たちをどうするのかについてです。No.16やNo.29のようなアウトリーチ型の事業をどのように活用するのか、また、支援の判断基準などをどのように作るのかによって、かなりサポートできるのではないかと思います。アウトリーチ型の事業を工夫し、同じ課でジョイントできるのはもちろんですが、異なる課でもジョイントできる場所はたくさんあると思うので、そういった内容を検討してもらえれば、もっと中身が良くなるのではないのでしょうか。

会 長

ありがとうございました。

最後に総括していただきましたので、是非反映していただけたと思います。

他に何もなかったら、議題（１）についてはここで終了します。

（意見なし）

事務局 それでは、健康増進課以外で、議題１のために出席している事業担当課につきましては、ここで退席させていただいてよろしいでしょうか。

会長 退席させていただいて結構です。
ありがとうございました。

議題（２） 阪南市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

会長 次に、議題（２） 阪南市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、事務局から、説明をお願いいたします。

事務局 <資料３について説明>

会長 ありがとうございました。
ただいまの阪南市子ども・子育て支援事業計画の見直しの内容について質問等ございませんでしょうか。

（意見なし）

事務局 ご質問がないようでしたら、健康増進課についてはここで退席させていただいてよろしいでしょうか。

会長 退席させていただいて結構です。
ありがとうございました。

議題（３）第２期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

会 長 では、続きまして、議題（３）です。第２期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 <資料４・５について説明>

委 員 まず、２９ページの⑩利用者支援事業として、保健センターで実施されていると思うのですが、議題（１）の際に言いましたように、身近に相談できる場所が増えたらいいなと思いますので、例えば子育て総合支援センターの中や、NPO法人に委託するなどして２か所、３か所と増やしていただきたいです。

次に、３１ページの次代の親の育成の部分で、ふれあい体験、ふれあい授業のことについて書かれていますが、年々減っているように感じています。本当に大事なものですので、なるべく減らさないように働きかけをしていただきたいです。また、記載内容では、全校で実施しているような印象を受けます。実際は、そうではないので、もう少し各学校で実施するよう呼びかけてもらいたいです。

次に、７８ページです。貧困家庭を対象とした学習支援事業については、中学校３年生が対象と聞いています。中学校３年生ではなく、もう少し早い段階から日常的に支援する方が、その子の身に付くのではないのでしょうか。

次に、８０ページのファミリーサポート利用料の減免についてです。対象児童１人につき年間２４枚のサポート利用券を交付するとありますが、それだけでは全く足りていないという方もいらっしゃるようですので、本当にニーズに合っているのかを一度精査していただきたいです。

次に、８１ページの放課後の子どもの居場所事業が、「子どもたち主体の自由な活動を行います。」と記載されていますが、「子どもたち主体の自由な活動ができるように支援します。」の方が良いのではないのでしょうか。

会 長 ありがとうございます。

委員

まずは、意見を聴取します。他にいかがでしょうか。

37ページの基本理念についてです。子どもの最善の利益という視点については、42ページの基本目標2のところにもあるのですが、子どもの最善の利益に基づいた事業計画であるということ考えたときに、先ほど議題(1)の中でも意見があった、子どもの権利条約に関して、何とか基本理念のところ盛り込んでいただきたいと考えています。基本理念についての文章は第1期計画のものを踏襲されており、前半は子どもへの視点で後半は親への視点、これは、子どもをどのように育てていくかと子どもを育てていく親をどのように支援していくかというところが根幹の部分になるかと思っておりますので、「子どもの人権を尊重して最善の利益が実現されるように」という文言を基本理念についての文章の中に入れていただきたいと考えています。

次に、38ページの基本目標と施策の体系についてです。新たに子どもの貧困対策とひとり親家庭等自立促進という事業ができましたので、子ども・子育て支援事業の中にある、「ひとり親家庭などに対する支援の充実」は、子どもの貧困対策に位置付けるべきではないでしょうか。また、子どもの貧困対策の中にある、「学びの連続性に向けた幼・保・こ・小・中の連携」は、子ども・子育て支援事業に位置付けるべきだと思います。さらに、子どもの貧困対策の中にある、「妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援」については、子どもの貧困対策に限定したものではなく、子ども・子育て支援事業にも位置付けてもらいたいと考えています。

次に、40ページの思春期関係健康教育の事業内容の中に「赤ちゃん抱っこ体験」というのがあり、表現としてはとてもわかりやすいと思うのですが、第1期計画で書かれていた、「乳幼児とのふれあい体験」に戻した方が良いのではないかと思います。

最後に、44ページの要保護児童対策地域協議会の事業内容の中に、「子ども家庭総合支援拠点」を2022年までに設立するとご説明いただきましたが、これはどういうものなのか教えてください。

委

員

基本理念は「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち はんなん」です。子どもの笑顔と笑い声があふれるためには、そこに子どもがいないといけません。近年の少子化により、子どもが少なくなってきました。現役世代が阪南市に帰ってこない子どもは生まれませんし、子どもたちの笑顔と笑い声はあふれません。この計画の基本的な考え方については、第1期計画を踏襲されています。国の施策にも左右されるものもありますが、いかに阪南市に子育て世代、現役世代を引き込んでいくのかがまちの活性化に繋がると感じます。かつては、将来何になりたいかを子どもに聞くと、保育士、学校の先生、スポーツ選手など具体的でしたが、今はユーチューバーになりたいとか、結構漠然としているように感じます。また、最低賃金が上がっていて、一日8,000円稼げる時代です。今の若い子たちは同じ時給なら大阪市内に行ってしまう、阪南市に帰ってくる子が少ないと感じています。阪南市に住むこと、阪南市で就職をすることに何か付加価値を付ける必要があるのではないのでしょうか。今、若い子たちはどこでどんな仕事をしているのか、どこに消えてしまったのかという話を聞きますし、65歳を超えた方が、現役で働いていることもあります。この基本理念に盛り込むのは難しいかもしれないのですが、子どもの笑顔があふれるまちをつくるためのいろいろな施策を考えていただきたいです。まちの活性化と子育てや子どもの教育は切っても切れない関係だと思います。子育て世代の施策を充実させることで、阪南市っていい所だなと思ってもらえるのではないのでしょうか。今のこの計画だけではこんなものかと思われてしまうかもしれません。もちろん細かく施策を充実していただいているとは思いますが、子育て世代を呼び込むような施策を市として考えていただきたいです。

委

員

先ほど言い忘れてしまいました。他の委員の意見と重複しますが、子どもの権利条約の考え方について、例えば第1章の計画策定の趣旨に少し載せていただくことはできませんか。12月3日の議会定例会で教育長も子どもの権利条約のことに触れられていて、それを実施していきたいという強い言葉もありましたし、小学校でも今日「『子どもの権利条約』30年によせ

て」という大阪府教育長からのメッセージがプリントで配られました。子どもがわかりやすいように簡単な言葉に直してくれたメッセージで、子どもにも知る権利があるということについて、少しずつ周知され始めてきたように感じています。子どもが自分に人権があることを知るところから始めるためにも、まずは大人が子どもの権利条約を知る必要があると思います。そのためにも、一文でもいいので載せてもらいたいと思います。

会 長

ありがとうございます。
他にはよろしいでしょうか。

(意見なし)

きちんと精査して答えていただく必要があるため、事務局から、すぐに回答いただけるものはあまりないように感じています。意見を頂いた子どもの権利条約につきましては、日本も国連の条約で批准していますから、何らかの形で計画に盛り込む必要があると思いますので、改めて調整していただきたく思います。

事務局から、すぐに回答いただけるものは何かありますでしょうか。

事 務 局

先ほどご質問がありました子ども家庭総合支援拠点について、大まかにご説明します。

国から、児童虐待防止対策体制総合強化プランが出されています。内容としましては、市町村は身近な場所における子どもとその家庭及び妊産婦を対象に実情の把握、子どもなどに関する相談全般から対応や必要な調査、訪問などによる見守りなどの機能を担う拠点の整備に努めなければならないというものです。簡単に言いますと、児童虐待などに対応する専門拠点の整備や体制の強化をなさйтеという通知です。ポイントとしては、拠点場所を設置すること、要保護児童対策地域協議会の体制を強化すること、専門性の高い職員を配置し、機能を向上させることの3点が挙げられています。このうち、現在、市では拠点場所を設置することが課題となっていますので、今後検討してい

会

長

く必要があります。

ありがとうございました。
よろしいでしょうか。

(意見なし)

もう少し意見が出てくるかもしれませんので、前回の会議と同様に意見聴取を実施していただきたいと思います。ただし、意見の反映方法については、事務局と会長、副会長で調整させていただいてよろしいでしょうか。

(意見なし)

では、そのように取り扱いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（3）についてはこれで終了します。

議題（4）その他

会

長

では、議題（4）その他について、何かございますでしょうか。

委

員

せっかくこの子ども・子育て会議があつて市民、専門家の方、行政の方々の間でいろいろな意見が交わされているので、是非市長にもご出席いただいて、ここで出た意見を聞いてもらいたいと考えています。このように、いろいろな立場の方が一堂に集まる機会はなかなかないと思うので、参加あるいは傍聴してもらいたいです。他のお仕事で忙しいとは思いますが、子育て支援事業というのは市の財政などにも関わることだと思いますし、いかに子育て世代を市に呼び込むのかについては、市民の生の意見を聞いてもらう必要があると思います。議事録を読むだけでは伝わりきらないような、市民の切実な思いとか口調、表情、姿勢、そういうものを肌で感じてもらいたいです。本当に私たちの意見が施策に活かされるのかなという不安もあります。もち

ろん職員の方は頑張ってくれているとは思いますが、市長にこういう場に参加してもらいたいと感じています。

会 長

ありがとうございます。

先ほど他の委員から意見として言っていた、市全体の計画の中で子育て世代をいかに呼び込むかということが課題だと思います。市のご事情もいろいろおありかと思いますが、また議論いただきたく思います。

他に何かございますでしょうか。

(意見なし)

次第3 閉会

会 長

本日の議題は全て終了いたしましたので、会議を終了します。長時間にわたり議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。これ以降の進行は事務局をお願いいたします。

事 務 局

皆さま、お疲れさまでした。様々なご意見を頂き、誠にありがとうございます。

先ほどの説明の中にもございましたとおり、次回の日程につきましては3月を予定しています。

本日は長時間にわたりましてありがとうございました。おつかれさまでございました。